

松江市養育費に係る公正証書作成等支援補助金

～養育費の取り決めに係る公正証書・調停調書の作成費用等を補助します～

対象者

公正証書等を作成した市内在住のひとり親家庭の親(※)で、次の要件をすべて満たす人

1. 養育費の取り決めの対象となる 20 歳未満の児童を現に扶養していること。
2. 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること。
3. 養育費の取り決めに係る経費を負担していること。
4. 同一の養育費の取り決めに係る公正証書等について、同様の趣旨の補助金の交付を受けていないこと。

※離婚を考えている人(離婚前)も申請できます。

【債務名義とは】養育費や婚姻費用について定めた公正証書・調停調書等を言います。公正証書であれば、強制執行を承諾する文言が含まれている必要があります。

補助の対象となる経費

(注意)申請者本人が負担した経費のみが補助の対象です。

- 公証人手数料令に定められた公証人手数料(養育費に関する部分のみ)
- 調停の申立てや訴訟に要する収入印紙代(養育費に関する部分のみ)
- 家庭裁判所や公証役場に提出する戸籍謄本等の書類の取得費用
- 家庭裁判所や公証役場に提出する郵便切手代など

補助額

対象となる経費の全額(上限 3 万円)

申請書類

1. 公正証書等作成支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
2. 申請者及び対象児童の住民票の写し(松江市在住の人は不要)
3. 養育費の取り決めに交わした文書の写し(債務名義化した文書で公正証書や調停証書など)
4. 補助対象経費の領収書等の写し



申請方法・申請期限

公正証書を作成した日の翌日から 6 か月以内に、必要書類を添えて申請してください。

申請・お問い合わせ

松江市 こども子育て部 子育て給付課 ひとり親支援係
〒690-8540 松江市末次町 86 番地 TEL:0852-55-5942
※各支所では受け付けておりません